

13 法令等関係

島本町立図書館設置条例

昭和53年6月2日
条例第15号

(目的及び設置)

第1条 図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理保存して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、島本町立図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 島本町立図書館

位置 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号

(事業)

第3条 島本町立図書館(以下「図書館」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 図書、記録、町政資料、郷土資料、逐次刊行物、その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集、分類、配列し、その目録を整備すること。

(2) 図書館資料を一般住民の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。

(3) 学校及び社会教育施設等と連絡、協力し、島本町の教育発展に資すること。

(4) その他目的達成のため必要な事業

(開館時間及び休館日)

第4条 図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会が定める。

(職員)

第5条 図書館に館長、専門的職員、その他必要な職員を置く。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和53年規則第14号で昭和53年9月1日から施行)

2 島本町図書館建設基金条例(昭和50年条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成8年3月29日条例第6号)

この条例は、平成8年7月22日から施行する。

島本町立図書館設置条例施行規則

昭和53年8月25日

教委規則第5号

注 平成8年6月18日教委規則第2号から条文注記入る。

(目的)

第1条 この規則は、島本町立図書館設置条例(昭和53年条例第15号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 島本町立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた時は、これを短縮し、又は延長することができる。

- (1) 火曜日から木曜日まで、土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで
- (2) 金曜日 午前10時から午後6時まで

(平8教委規則2・一部改正)

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで(第1号に規定する日を除く。)
- (3) 館内整理日(毎月1回)
- (4) 特別整理期間(年間5日間以内)

(平8教委規則2・平13教委規則1・平16教委規則1・平16教委規則7・一部改正)

(利用)

第4条 入館者は、係員の指示に従い、指定された場所において、図書・記録・町政資料・郷土資料・逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を利用するものとする。

(平8教委規則2・一部改正)

第5条 図書館資料の館外貸出は、別に館長の定める規定に基づいて行う。

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 許可なく壁等にはり紙などをしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼす物品、動物の類を持ち込まないこと。
- (6) その他図書館の職員が指示する事項

2 館長は、前項の各号のいずれかに該当する者に対して、図書館への入館を拒否し、又は、退去を命ずることができる。

(平8教委規則2・一部改正)

(損害賠償義務)

第7条 図書館利用者が、図書館資料及び施設・備品を紛失し、又は破損したときは、弁償する責を負うものとする。ただし、紛失し、又は破損した理由が、避けることのできない事故及びやむを得ない事情によるものであると館長が認めるときは、この限りでない。

(館長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月18日教委規則第2号)

この規則は、平成8年7月22日から施行する。

附 則(平成13年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月17日教委規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月15日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。